

証券コード 9345

2026年3月10日

(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23

ビズメイツ株式会社

代表取締役社長 鈴木 伸 明

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.bizmates.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ上部のメニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ビズメイツ」又は「コード」に当社証券コード「9345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23
Daiwa秋葉原ビル11階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

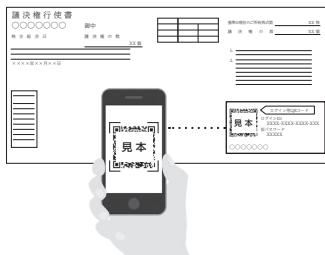


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

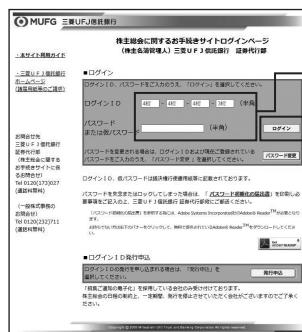


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、実質賃金の上昇に伴う個人消費の持ち直しや、円安為替相場の安定化を背景としたインバウンド需要の定着などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、国内における円金利上昇局面への移行や、米国新政権の外交・通商政策に伴うグローバル・サプライチェーンの再編など、依然として不透明な情勢が続いております。

このような状況下、当社グループの主力事業であるランゲージソリューション事業は、オンラインビジネス英会話「Bizmates」、英語学習アプリ「Bizmates App」、コーチング「Bizmates Coaching」によるAIと人の強みを融合させたハイブリッド型学習体験を提供することで、より一層の顧客層の獲得を目指すと共に、グローバル人材の採用・転職支援等を行うタレントソリューション事業との相互補完関係の強化を図り全社的な事業拡大を推進しております。

以上の結果、売上高は3,491,179千円（前期比0.5%増）、営業利益は283,416千円（前期比25.2%減）、経常利益は268,382千円（前期比21.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は197,144千円（前期比14.2%減）となりました。

セグメントの経営成績は以下のとおりであります。

#### (ランゲージソリューション事業)

個人向けは競合激化のなか、コーチング市場において徐々に市場シェアの拡大に努めてまいりました。法人向けサービスにおいては、グローバル人材育成を目的とした異文化研修や企業のニーズに応える効果測定などラインナップを拡充するとともに、各社のグローバル人材育成課題に即したオーダーメイド型ソリューションを行うコンサルティング営業を強化いたしました。これらの取組みにより、法人顧客を中心に顧客基盤を拡大し、当セグメントの売上高は3,322,106千円（前期比2.2%増）、セグメント利益は1,020,239千円（前期比1.7%減）となりました。

(タレントソリューション事業)

国内はIT人材不足を背景に企業のIT・デジタル人材の採用意欲は依然として旺盛に推移いたしました。一方で、第1四半期に退職者が発生した結果、営業活動の進捗に遅れが生じました。下半期にかけては、人員体制の整備が進んだことで紹介決定数が順調に増加いたしました。期初の遅れを完全に取り戻すことができず、結果として、売上高は169,072千円（前期比24.5%減）、セグメント損失は109,546千円（前期はセグメント損失70,443千円）となりました。

②当期の財政状態の概況

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は1,834,975千円となり、前連結会計年度末に比べ22,860千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が41,599千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ42,943千円減少し、841,007千円となりました。これは主に、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定が60,397千円増加した一方で、前連結会計年度に実施した昨年本社移転に伴う旧オフィスの敷金返還により敷金が73,327千円減少したほか、繰延税金資産が12,048千円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ20,082千円減少し、2,675,982千円となりました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は605,537千円となり、前連結会計年度末に比べ124,386千円減少いたしました。これは主に未払金が104,471千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は161,392千円となり、前連結会計年度末に比べ48,681千円減少いたしました。これは主に借入金の返済により長期借入金が53,332千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は766,930千円となり、前連結会計年度末に比べ173,067千円減少いたしました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は1,909,051千円となり、前連結会計年度末に比べ152,985千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が149,025千円増加したことによるものであります。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 11 期<br>(2022年12月期) | 第 12 期<br>(2023年12月期) | 第 13 期<br>(2024年12月期) | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年12月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 2,837,461             | 3,135,142             | 3,474,071             | 3,491,179                          |
| 経 常 利 益 (千円)             | 328,612               | 318,053               | 340,272               | 268,382                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 225,865               | 199,393               | 229,849               | 197,144                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 81.84                 | 65.05                 | 72.13                 | 60.86                              |
| 総 資 産 (千円)               | 1,338,109             | 2,055,247             | 2,696,065             | 2,675,982                          |
| 純 資 産 (千円)               | 699,209               | 1,505,620             | 1,756,066             | 1,909,051                          |
| 1株当たり純資産 (円)             | 252.93                | 475.67                | 547.23                | 587.68                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2022年9月7日付で普通株式1株につき10株の割合、及び2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金                | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係                                 |
|----------------------------|--------------------|-------------|----------------------------------------|
| Bizmates Philippines, Inc. | 16,000千<br>フィリピンペソ | 99.99%      | 1. オンライン英会話に係るレッスン提供<br>2. システム開発の作業受託 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、ミッション「もっと多くのビジネスパーソンが世界で活躍するために」の実現に向け、以下の課題に重点的に取り組みを進めてまいります。

#### (全社)

#### ① コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の透明性向上とグローバルな市場環境の変化に即応できる体制の構築を課題と認識しております。このような認識のもと、本定時株主総会の承認を条件として、「監査等委員会設置会社」へ移行するとともに、「執行役員制度」を導入いたします。これにより、取締役会による監督機能を一層強化するとともに、執行側への必要に応じて権限移譲を行うことで、経営の意思決定を迅速化してまいります。加えて、CxO体制のもと、グループ全体の経営資源を成長領域へ迅速かつ最適に投入できる経営基盤を確立し、さらなる業績の拡大とガバナンスの深化を両立させていくことに努めてまいります。

#### ② 人的資本への投資と組織生産性の向上

当社の持続的な成長の源泉は「人材」にあると認識しており、人材への投資と組織力の最大化を図ってまいります。具体的には、優秀な人材の確保に加え、入社後の早期戦力化及びエンゲージメント向上を重点的に取り組んでまいります。特に、新規顧客獲得の鍵となるマーケティング等の専門人材の採用・育成を加速させていきます。個々の社員が専門性を最大限に発揮できる環境を整備することで、組織全体の生産性と市場適応力を高め、持続的な成長を実現してまいります。

### ③ 内部管理体制の強化

当社グループとして中長期的に企業価値を向上させるためには、経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。従って内部統制に係る体制や法令遵守の強化に向けた体制作りを行ってまいります。

### ④ 財務体質の強化

優秀な人材の採用、継続的なシステム開発投資や広告宣伝活動等を行うため、事業資金の安定的な確保が必要であると考えております。当社グループは、運転資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。今後も有利子負債とのバランスを勘案しながら自己資本の拡充を図ってまいります。

#### (ランゲージソリューション事業)

##### ① ターゲット層の拡大と市場シェアの更なる獲得

国内外での継続的な成長に向け、ターゲットとなる顧客層の多角化を推進してまいります。国内においては、最大の潜在需要層である「初心者層」へのアプローチを進めております。また、海外展開として2026年1月より台湾市場での受容性の確認を開始し、本格展開へ移行することを予定しております。現地のビジネスパーソンを必要を確認しながら最適なサービス展開を図り、国内外における市場シェアの拡大に努めてまいります。

##### ② 高付加価値サービスの展開と顧客生涯価値（LTV）の向上

受講生の学習継続を支援し、学習効果を最大化させることが、顧客満足度及び顧客生涯価値（LTV）の向上に直結すると考えております。このため、コーチングコンサルタントが伴走する「Bizmates Coaching」を競合他社より、高品質かつコストパフォーマンスの高いサービスに発展させていくことで、拡大するコーチング市場の市場シェアを獲得し、当社のオンライン英会話や英語学習アプリと連携したハイブリッドなサービスを訴求していくことでLTVの最大化を目指してまいります。

### ③ オフライン領域の攻略とトータルソリューションへの進化

企業のグローバル人材育成ニーズの多様化に対応するため、オンライン英会話の枠を超え、異文化理解等のオフライン研修や効果測定テストの提供などサービス領域を拡大しております。企業のグローバル戦略に深く踏み込んだオーダーメイド型のサービスを提案できるコンサルティング営業体制を強化し、単なる語学学習を超えた「グローバル人材育成ソリューション」への進化を遂げてまいります。

### ④ デジタル技術による学習体験の革新と自習領域の強化

英会話学習アプリ「Bizmates App」にシャドーイングや瞬間英作文、AIによるロールプレイ機能を順次実装したことにより、Bizmates Appによるインプット学習の質を高める投資を進めております。これにより、インプット学習でアプリを活用しオンライン英会話で実践練習を行うことや、コーチングコンサルタントがアプリを活用して学習に伴走するといった、各サービスをシームレスに融合させた「ハイブリッド型ビジネス英語学習プラットフォーム」を確立いたしました。競合他社との差別化を明確化し、顧客基盤の拡大と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

#### (タレントソリューション事業)

### ① 営業基盤の確立・拡大

外国人人材紹介事業「G Talent」において、紹介決定数のさらなる増加を目指しております。2025年に発生した離職に対し、現在は採用・育成を通じた営業体制の再構築が完了し、決定数は着実な回復基調にあります。今後もキャリアエージェントの増員と早期戦力化に注力し、営業基盤を盤石なものとすることで、利益成長を加速させてまいります。

## ②ターゲット領域の拡張による総合プラットフォームへ

当社グループは、これまでの「外国人ITエンジニア」を軸とした支援に加え、今後は「機電エンジニア」まで支援対象を拡大しております。また、人材紹介サービス「G Talent」において、国内在留外国人のみならず、世界19か国の海外居住者へとターゲットを全方位に広げることで、国内外の優秀なタレントプールの確保を進めております。さらにダイレクトリクルーティングプラットフォーム「GitTap」とGTalentの双方向の活用により、キャリアエージェントによるキャリア相談を通じたマッチングとプラットフォームによる機動的なマッチングを融合させることで、紹介決定数の最大化に注力しております。

これにより、求職者およびクライアント企業の多様なニーズへ対応し、「グローバル人材の総合プラットフォーム」を構築し、市場カバレッジを拡大してまいります。

## ③ クライアント企業との長期的関係の構築

外国人材を紹介し、紹介先のクライアント企業で定着し活躍することが当社の持続的な成長に不可欠と考えております。そのため、ランゲージソリューション事業が提供する「ビジネスオンライン日本語会話（Zipan）」等の語学サービスと連携し、「教育から転職までの一気通貫の支援体制」を強化いたします。外国人材の活躍を多角的に支援することで紹介先のクライアント企業との強固かつ長期的な信頼関係を構築してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

| 事業区分           | 事業内容                                                     |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| ランゲージソリューション事業 | 自社開発した通信ソフト等を利用し、外国人英会話トレーナーによるオンライン英会話レッスンの提供等を行っております。 |
| タレントソリューション事業  | グローバル人材にフォーカスした人材紹介サービスや採用マッチングサイトの運営等を行っております。          |

## (6) 主要な事業所等（2025年12月31日現在）

### ① 当社

|       |              |
|-------|--------------|
| 本社    | 東京都千代田区神田須田町 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市北区梅田   |

### ② 子会社

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| Bizmates Philippines, Inc. | フィリピン アラバン市 |
|----------------------------|-------------|

## (7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------------|-------------|
| ランゲージソリューション事業 | 127 (16) 名 | ▲2名 (▲1名)   |
| タレントソリューション事業  | 19 (1)     | ▲3名 (▲2名)   |
| 全社 (共通)        | 43 (3)     | 12名 (▲1名)   |
| 合計             | 189 (21)   | 7名 (▲5名)    |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数          | 前事業年度末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|--------------|-------|--------|
| 101 (21.25) 名 | 11名 (▲5.75名) | 35.7歳 | 2.2年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 27,776千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 26,404千円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 20,000千円 |
| 株式会社りそな銀行   | 15,822千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特にございませぬ。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 12,000,000株

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴い定款変更により発行可能株式総数を6,000,000株から12,000,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数 3,248,034株 (自己株式70株を除く)

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は1,624,052株増加しております。

③ 株主数 2,109名

④ 大株主

| 株 主 名                                              | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 S U Z                                      | 1,374,000 株 | 42.30%  |
| 鈴 木 伸 明                                            | 303,600     | 9.34    |
| 日 加 株 式 会 社                                        | 270,000     | 8.31    |
| F R A N C I S C O A N N A<br>M A R I A T O B I A S | 120,000     | 3.69    |
| 伊 藤 日 加                                            | 90,000      | 2.77    |
| 崎 谷 春 夫                                            | 68,000      | 2.09    |
| 藤 本 淳                                              | 60,000      | 1.84    |
| 木 村 健                                              | 54,000      | 1.66    |
| 大 沼 晴 也                                            | 44,000      | 1.35    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口                              | 33,400      | 1.02    |

(注) 持株比率は自己株式 (70株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 6 回 新 株 予 約 権                           |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年12月27日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 75個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 1,500株<br>(新株予約権1個につき 20株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権1個につき2,906円                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 5,640円<br>(1株当たり 282円)         |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年12月25日から<br>2031年11月24日まで            |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 3                                     |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 75個<br>目的となる株式数 1,500株<br>保有者数 1名 |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |

- (注) 1. 2022年9月7日付で普通株式1株につき10株の割合、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 最近事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しており、退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。
3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは外部協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                 |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 鈴木 伸 明    |                                                              |
| 取 締 役     | 伊 藤 日 加   | ランゲージソリューション事業部長<br>Bizmates Philippines, Inc.取締役CEO         |
| 取 締 役     | 須 田 騎 一 朗 | ユナイテッドグロウ株式会社 代表取締役社長                                        |
| 取 締 役     | 高 木 政 秋   | メディカル・データ・ビジョン株式会社監査役                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 児 山 法 子   | 児山法子公認会計士事務所 所長<br>国立大学法人名古屋工業大学 監事 (非常勤)                    |
| 監 査 役     | 望 月 文 夫   | ビーピー・カストロール株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授 |
| 監 査 役     | 蔵 元 左 近   | 蔵元国際法律事務所 代表<br>AI inside 株式会社 社外取締役 (監査等委員)                 |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりになります。

- ①2025年3月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、取締役木村健氏は任期満了により退任いたしました。
  - ②2025年3月26日開催の第13回定時株主総会において、高木政秋氏は新たに社外取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役須田騎一朗氏、高木政秋氏は、社外取締役であります。
  3. 監査役児山法子氏、望月文夫氏、蔵元左近氏は、社外監査役であります。
  4. 社外取締役高木政秋氏、常勤監査役児山法子氏及び監査役望月文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・社外取締役高木政秋氏は公認会計士の資格を有しております。
    - ・常勤監査役児山法子氏は公認会計士の資格を有しております。
    - ・監査役望月文夫氏は税理士の資格を有しております。
  5. 監査役蔵元左近氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
  6. 当社は、社外取締役である須田騎一朗氏、高木政秋氏、社外監査役である児山法子氏、望月文夫氏及び蔵元左近氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、非業務執行取締役等という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社の全ての取締役および監査役

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。保険料については全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬額等の決定に関する方針は、取締役の報酬等については「役員報酬に関する内規」において、総枠について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬は取締役会で決定する旨が定められており、監査役の報酬等については「監査役会規則」により監査役の全員の同意がある場合には、監査役会において協議できる旨を定めております。最近事業年度における当社の取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動としましては、2025年3月26日開催の取締役会にて、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役と協議を行い株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、個別報酬額について了承を得て決定しております。また、「役員報酬に関する内規」においては役員賞与に関する取り決めも定められており、会社の業績等を勘案し決算期に役員賞与を支給することがある旨の規定が定められております。当該役員賞与に関しても個別報酬額の決定方法に準じて決定され、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、了承を得て決定しております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|----------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 55,875千円<br>(8,250) | 55,875千円<br>(8,250) | －千円<br>(－) | －千円<br>(－) | 5名<br>(2)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 15,300<br>(15,300)  | 15,300<br>(15,300)  | －          | －          | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 71,175<br>(15,150)  | 71,175<br>(15,150)  | －<br>(－)   | －<br>(－)   | 8<br>(5)       |

(注) 1. 上表には、2025年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2021年3月24日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

監査役の報酬限度額は、2022年8月17日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

なお、当社は役員の報酬等において一定の指標等を用いて支給される業績連動報酬制度は採用しておりません。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役須田騎一郎氏は、ユナイテッドグローウ株式会社の代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高木政秋氏は、メディカル・データ・ビジョン株式会社の社外監査役であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役児山法子氏は、児山法子公認会計士事務所の所長及び国立大学法人名古屋工業大学の監事（非常勤）であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役望月文夫氏は、ビーピー・カストロール株式会社の社外取締役（監査等委員）及び青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の特任教授であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役蔵元左近氏は、蔵元国際法律事務所の代表及びAI inside 株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                    |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 須田 騎 一 朗 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験や実績、見識から必要な発言を行っております。特に、ガバナンス体制について、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                 |
| 取締役 高 木 政 秋  | 2025年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見に基づき、当社の財務報告の適正性や内部統制システムの構築・運用状況に関し、客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行ってまいりました。特に事業年度においては、内部統制の強化に向けて必要な発言を行い取締役会の意思決定の妥当性を確保するための助言・提言を行いました。 |
| 監査役 児 山 法 子  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の組織運営及び内部管理体制について適宜、必要な発言を行っております。                                              |
| 監査役 望 月 文 夫  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士及び学識経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の組織運営等について適宜、必要な発言を行っております。                                                |
| 監査役 蔵 元 左 近  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                                 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,500   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。当社子会社が外貨建にて支払うべき金額は、平均為替レートを用いて円換算しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人とは異なる監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 「ビズメイツグループコンプライアンス基本方針」において、コンプライアンスへの取り組みについて指針を示し、必要に応じて全社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に努めます。
  - ロ. リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
  - ハ. 内部監査室を設置し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施します。また、内部監査室長は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
  - ニ. 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、各社において外部に通報窓口を設け、内部通報制度を整備します。
  - ホ. 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除します。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理します。
  - ロ. 文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 「リスクコンプライアンス管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。
  - ロ. リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。
  - ハ. 危機発生時には、緊急事態対応規程に基づき社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営会議を定期的開催し、情報共有を行い取締役会による適切かつ機動的な意思決定を行うものとします。
  - ロ. 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。
  - ハ. 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図ります。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社で定める「ビズメイツグループコンプライアンス基本方針」を当社グループに周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指すものとします。
  - ロ. 内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保します。
  - ハ. 当社グループは、グループ会社経営全般に関して当社と子会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、子会社の管理に関する規程に基づき、子会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、または報告を受けることとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役が職務執行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置します。
  - ロ. 使用人が監査役を補助を行う場合は、監査役の指揮命令下でのみ業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けません。
  - ハ. 補助使用人の処遇・異動・懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て実施します。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役又は監査役会は、補助使用人に対し直接指示をするものとし、他の役職員は、これに抵触する指示をすることができないものとします。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

- ロ. 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとるものとします。
  - ハ. 監査役は、取締役会のほか、グループの連絡会議などを含めた重要な会議に出席し、または議事に関する内容を聴取し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を「内部通報規程」に定め、当社グループの役職員に対し周知徹底をします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当社は、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求に応じるものとします。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮します。
  - ロ. 監査役は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができるものとします。
  - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室長と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

### ② 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、監査役会において定めた監査計画に基づき取締役会を含む重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室長との定期的な連携等を行い、取締役の職務執行について監査しております。

### ③ リスク及びコンプライアンスについて

当事業年度において、リスクコンプライアンス委員会を2回開催し、事業運営上のリスクについて評価・対策等の協議を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進について検討しております。また、全社員を対象としてコンプライアンス研修を実施し、社内のコンプライアンス意識の向上に努めております。

### ④ 内部監査の実施

内部監査室を設置しており、各部門が法令・定款・規程その他社会規範等にのっとり、適切に業務運営を行っていることを、ヒアリング、書類確認等を通じて定期的に監査しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、支配に関する基本方針について、安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点においては具体的な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を重要な経営課題として認識しております。将来の成長に向けた投資による成長基盤の確立と財務体質の強化を図りつつ、当面は年1回の期末配当として配当性向20%～30%程度を目安に配当を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条の第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年6月30日とする旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、この配当方針及び当期の業績動向を総合的に勘案し、1株につき15円とさせていただきます。

これにより、当期の配当決定額は、2025年10月1日付の株式分割に伴う遡及修正後の前期配当実績と同額になります。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,834,975</b> | <b>流動負債</b>    | <b>605,537</b>   |
| 現金及び預金          | 1,673,871        | 買掛金            | 26,139           |
| 売掛金             | 37,998           | 未払金            | 211,815          |
| 商 品             | 1,373            | 1年内返済予定の長期借入金  | 53,332           |
| その他             | 121,732          | 未払法人税等         | 9,340            |
|                 |                  | 未払消費税等         | 56,456           |
|                 |                  | 契約負債           | 236,652          |
|                 |                  | その他            | 11,801           |
| <b>固定資産</b>     | <b>841,007</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>161,392</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>313,947</b>   | 長期借入金          | 36,670           |
| 建物              | 246,364          | 資産除去債務         | 110,223          |
| 工具、器具及び備品       | 67,583           | 退職給付に係る負債      | 14,499           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>416,258</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>766,930</b>   |
| ソフトウェア          | 401,100          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 15,158           | <b>株主資本</b>    | <b>1,879,068</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>110,801</b>   | 資本金            | 132,872          |
| 敷金及び保証金         | 82,073           | 資本剰余金          | 482,676          |
| 繰延税金資産          | 28,727           | 利益剰余金          | 1,263,582        |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,675,982</b> | 自己株式           | △63              |
|                 |                  | その他の包括利益累計額    | 29,750           |
|                 |                  | 為替換算調整勘定       | 29,750           |
|                 |                  | 新株予約権          | 217              |
|                 |                  | 非支配株主持分        | 14               |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,909,051</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,675,982</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    | 金 額       |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 3,491,179 |
| 売上原価            |        | 837,045   |
| 売上総利益           |        | 2,654,133 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 2,370,716 |
| 営業利益            |        | 283,416   |
| 営業外収入           | 2,167  |           |
| 受取利息            | 106    |           |
| 中途解約収入          | 624    | 2,897     |
| 雑収入             |        |           |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 1,275  |           |
| 為替差損            | 14,505 |           |
| その他             | 2,151  | 17,931    |
| 経常利益            |        | 268,382   |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産除却損         | 3,730  | 3,730     |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 264,652   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 55,489 |           |
| 法人税等調整額         | 12,017 | 67,506    |
| 当期純利益           |        | 197,145   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 1         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 197,144   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,653,873</b> | <b>流動負債</b>    | <b>641,820</b>   |
| 現金及び預金          | 1,507,528        | 買掛金            | 540              |
| 売掛金             | 37,998           | 未払金            | 280,893          |
| 商品              | 1,373            | 1年内返済予定の長期借入金  | 53,332           |
| 前払費用            | 77,454           | 未払法人税等         | 8,175            |
| 関係会社短期貸付金       | 7,148            | 未払消費税等         | 56,456           |
| その他             | 22,370           | 契約負債           | 236,652          |
|                 |                  | その他            | 5,770            |
| <b>固定資産</b>     | <b>842,830</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>146,893</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>304,249</b>   | 長期借入金          | 36,670           |
| 建物              | 242,064          | 資産除去債務         | 110,223          |
| 工具、器具及び備品       | 62,184           |                |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>427,006</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>788,713</b>   |
| ソフトウェア          | 411,169          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 15,837           | <b>株主資本</b>    | <b>1,707,772</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>111,575</b>   | 資本金            | 132,872          |
| 関係会社株式          | 6,687            | 資本剰余金          | 482,672          |
| 敷金及び保証金         | 79,399           | 資本準備金          | 127,872          |
| 繰延税金資産          | 25,489           | その他資本剰余金       | 354,800          |
|                 |                  | 利益剰余金          | 1,092,290        |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 1,092,290        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 1,092,290        |
|                 |                  | 自己株式           | △63              |
|                 |                  | 新株予約権          | 217              |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,496,704</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>1,707,990</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,496,704</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,491,179 |
| 売上原価         | 1,020,220 |
| 売上総利益        | 2,470,958 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,235,224 |
| 営業利益         | 235,734   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 2,163     |
| 中途解約収入       | 106       |
| 経営指導料        | 4,500     |
| 雑収入          | 624       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 1,274     |
| その他          | 269       |
| 経常利益         | 241,583   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 3,874     |
| 税引前当期純利益     | 237,708   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 49,368    |
| 法人税等調整額      | 65,751    |
| 当期純利益        | 171,957   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ビズメイツ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 岩 崎 亮 一   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鷺 谷 佑 梨 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビズメイツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビズメイツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準

拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ビズメイツ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 岩崎 亮一  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鷺谷 佑梨子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビズメイツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月3日

ビズメイツ株式会社 監査役会  
常勤監査役 児山 法子 ㊟  
監査役 望月 文夫 ㊟  
監査役 蔵元 左近 ㊟

(注) 監査役児山法子、望月文夫及び蔵元左近は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### (1) 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実と経営の迅速化を図るため一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

- ② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> |

| 現行定款                                                                                    | 変更案                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条～第8条 (条文省略)                                                                          | 第6条～第8条 (現行どおり)                                                                                 |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の委任を受けた取締役によって定める。</p> |
| 3 (条文省略)                                                                                | 3 (現行どおり)                                                                                       |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>         | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p> |
| 第3章 株主総会                                                                                | 第3章 株主総会                                                                                        |
| 第11条～第16条 (条文省略)                                                                        | 第11条～第16条 (現行どおり)                                                                               |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                           | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                   |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会員の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p>                                    | <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>4</u>名以内とする。</p>                           |
| (新 設)                                                                                   | 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。                                                             |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>                                          | <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p>                |
| 2～3 (条文省略)                                                                              | 2～3 (現行どおり)                                                                                     |

| 現行定款                                                                           | 変更案                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)<br/>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の締結時までとする。</p>  | <p>(取締役の任期)<br/>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>                 |
| <p>(新 設)</p>                                                                   | <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>                                          |
| <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>   | <p>3 任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                   | <p>4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>                                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                   | <p>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>     |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                       | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>                              |
| <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>        |

| 現行定款                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                                                  | <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p>                     |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                             | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>    |
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                            | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                  |
| <p>第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                          | <p>第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="179 169 530 198">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="170 237 353 266">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="155 273 704 302">第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="170 341 353 370">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="155 378 722 406">第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="155 412 756 508">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="155 514 756 647">3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p data-bbox="155 653 756 784">4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p data-bbox="170 824 353 852">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="155 860 756 955">第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p data-bbox="155 961 756 1230">2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> | <p data-bbox="780 169 1049 198">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="1002 237 1103 266">(削 除)</p> <p data-bbox="1002 341 1103 370">(削 除)</p> <p data-bbox="1002 824 1103 852">(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(常勤の監査役)<br/>第30条 監査役会は、その決議によって、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                  | <p>(常勤の監査等委員)<br/>第28条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                            |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                         | <p>(監査等委員会の決議方法)<br/>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                            |
| <p>(監査役会規程)<br/>第33条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>                                                                 | <p>(監査等委員会規程)<br/>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>                                                                        |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                       |
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>                       | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                       |

| 現行定款                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                              |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>     |                                                                                                                                                                          |
| <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p>                                                                       | <p>第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                   |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>附則</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | すず き のぶ あき<br>鈴木 伸 明<br>(1977年8月23日生)                                                                                                                                               | 2000年 3月 三貴商事株式会社入社<br>2007年 10月 ヤフー株式会社入社<br>2009年 10月 ベルリッツ・ジャパン株式会社入社<br>2012年 7月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）                                      | 1,677,600株     |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>鈴木伸明氏は当社の創業者として、企業理念の設計や主要サービスの開発を成功させており、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                              |                |
| 2     | い とう ひ か<br>伊 藤 日 加<br>(1975年4月30日生)                                                                                                                                                | 1996年 6月 ベルリッツ・ジャパン株式会社入社<br>2012年 7月 当社設立 取締役就任<br>2012年 8月 Bizmates Philippines, Inc. 取締役<br>CEO（現任）<br>2019年 6月 当社取締役ランゲージソリューション事業部長（現任） | 360,000株       |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>伊藤日加氏は設立時より取締役として、当社内で主にランゲージソリューション事業の責任者を務め、高品質なレッスン設計や教材開発を成功させ企業価値の向上に貢献しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識は、今後の当社の企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>         |                                                                                                                                              |                |

- (注) 1. 代表取締役 鈴木伸明氏、取締役 伊藤日加氏の所有株式数は、同人の資産管理会社の所有する株式をそれぞれ含んでいます。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当契約の概要は、事業報告「会社役員 の 状況」に記載のとおりです。各候補者が取締役 に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                      | すだきいちろう<br>須田 騎一朗<br>(1966年5月14日生) | 1990年 1月 株式会社エスコム入社<br>1991年 4月 株式会社ユニバーサル・データ入社<br>1994年 4月 株式会社多摩通信機入社<br>1994年 9月 株式会社ケイネット入社<br>1996年 1月 株式会社ビー・オー・ブイ・アソシエイツ入社<br>1997年 7月 株式会社キューアンドエー（現キューアンドエー株式会社）設立 代表取締役社長就任<br>2005年 2月 ユナイトアンドグロウ株式会社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2015年 9月 fjコンサルティング株式会社 取締役就任<br>2020年 10月 当社社外取締役就任（現任） | 4,500株         |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>須田騎一朗氏は、他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                           | た か き ま さ あ き<br>高 木 政 秋<br>(1963年10月4日生) | 1990年 12月 有限責任監査法人トーマツ入社<br>2020年 4月 株式会社ネオキャリア 監査役就任<br>2021年 9月 Jinjer株式会社 監査役就任<br>2022年 3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社<br>監査役就任 (現任)<br>2025年 3月 当社社外取締役就任 (現任)                                                                                                     | -                 |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>高木政秋氏は、公認会計士としての長年にわたる経験に加え、これまで複数社の監査役を歴任しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。それらを当社の企業価値向上に活かしていただくことに加え、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>                                                                                        |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                           | の む ら あ や<br>野 村 彩<br>(1977年7月3日生)        | 2007年 12月 第二東京弁護士会 登録<br>2007年 12月 島飼総合法律事務所入所<br>2016年 1月 和田倉門法律事務所参画<br>2022年 4月 株式会社GENDA 社外取締役就任<br>2022年 6月 株式会社ACES 社外監査役就任 (現任)<br>2023年 4月 日本郵政グループ 内部通報制度<br>不服審査委員会 委員 就任 (現任)<br>2023年 9月 株式会社アンドパッド 社外監査役就任 (現任)<br>2025年 4月 株式会社二ーリー 社外監査役就任 (現任) | -                 |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>野村彩氏は、弁護士として法務全般に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。また、他社における社外取締役及び社外監査役としての歴任を通じて、企業経営の監督・監査に関する深い見識を有しております。同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由及び専門知見や他社での経験を当社の監査体制に反映させることで、取締役会の意思決定の妥当性及び適法性を確保し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に資するものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p> |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須田騎一郎氏、高木政秋氏及び野村彩氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 須田騎一郎氏及び高木政秋氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、須田氏が5年5ヵ月、高木氏が1年となります。
4. 当社は、須田騎一郎氏及び高木政秋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、野村彩氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該契約の概要は、事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は須田騎一郎氏及び高木政秋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、野村彩氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届ける予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 児山法子<br>(1977年2月25日)                                                                                                                                                                                                                         | 2002年 10月 有限責任監査法人トーマツ入社<br>2018年 8月 児山法子公認会計士事務所設立 所長(現任)<br>2019年 10月 当社常勤監査役(現任)<br>2024年 9月 国立大学法人名古屋工業大学 監事(非常勤)<br>(現任) | 6,000株         |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>児山法子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の常勤監査役として約6年半にわたり、業務執行に対する監査を担っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由で当社経営の監督・監査機能の実行制を強化するために適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                               |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 児山法子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 児山法子氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を締結する予定であります。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該契約の概要は、事業報告「会社役員の状態」に記載のとおりです。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
5. 児山法子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が就任した場合は、独立役員として同取引所に届ける予定です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2021年3月24日開催の第9回定時株主総会において、年額150百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は役員の報酬等において一定の指標等を用いて支給される業績連動報酬制度は採用しておりません。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

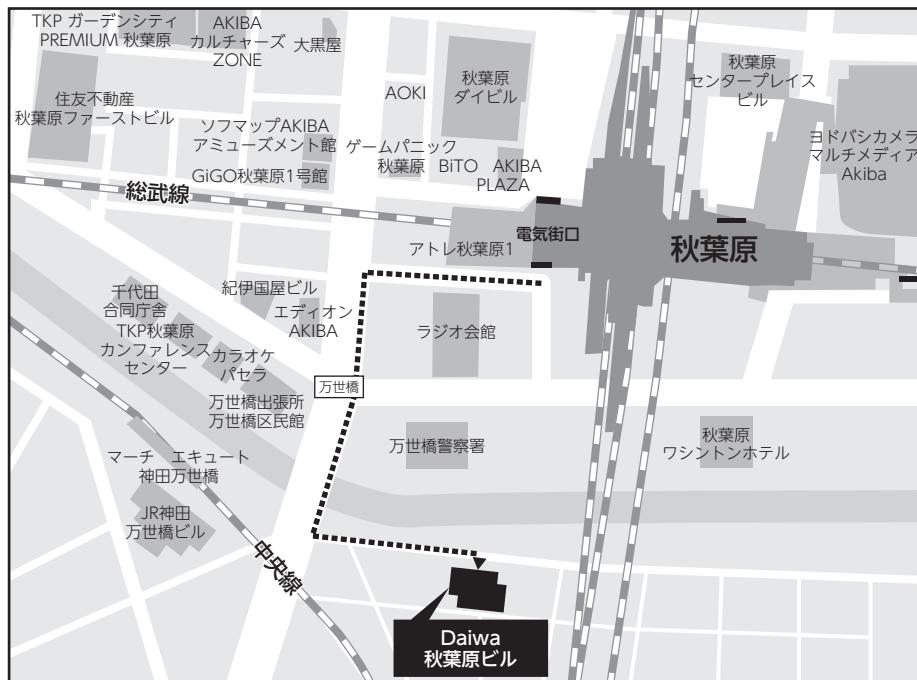
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23  
Daiwa秋葉原ビル 11階  
TEL 03-3526-2640 (代表)



交通 JR山手線 秋葉原駅  
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅  
東京メトロ銀座線 神田駅  
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅

電気街口より 徒歩約5分  
5番出口より 徒歩約7分  
6番出口より 徒歩約4分  
A3出口より 徒歩約6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。